

用語解説

あ行

運動公園

(→「都市公園」の項を参照。)

NPO (エヌピーオー)

Non-Profit Organization 民間非営利法人組織の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治団体、宗教団体を除く）のこと。

オープンスペース

公園や広場、河川、山林、農地、社寺境内地など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

か行

街区公園

(→「都市公園」の項を参照。)

河川区域

河川法に基づき、河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地等として指定する区域

近隣公園

(→「都市公園」の項を参照。)

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

さ行

里山

市街地や集落地の周辺にあり、かつて薪や炭の供給源となるなど人の生活と密接な関わりを持った森林。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業

既成市街地を再開発することによって新しい時代に対応する市街地を創り出す事業。

住区基幹公園

(→「都市公園」の項を参照。)

総合公園

(→「都市公園」の項を参照。)

た行

地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。

地域制緑地

法律や条例等の土地利用規制により保全される区域。具体的には、風致地区、農振農用地区域、河川区域、保安林等のほか、緑地協定等で緑地として扱えるものが対象となる。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備及び保全を図るために創設された都市計画法上の計画制度。

地区公園

(→「都市公園」の項を参照。)

特殊公園

(→「都市公園」の項を参照。)

都市基幹公園

(→「都市公園」の項を参照。)

都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地、③国が1つの都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地。④国が国家的な記念事業として、またはわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地。

都市公園の種類は次表のとおり。

岐阜市緑の基本計画

【都市公園の種類】

種類	種別	内容
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所あたり面積0.25haを標準とする。
		近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所あたり面積2haを標準とする。
		地区公園 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所あたり面積4haを標準とする。
		総合公園 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
	特 殊 公 園	
大 規 模 公 園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 都 市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
緩 衝 緑 地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な地域について公害、災害の状況に応じ配置する。
都 市 緑 地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
都 市 林		主として動植物の生息地または生育地である樹木地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
緑 道		災害時における避難路の確保、市街地における都私生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣地区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。
広 場 公 園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。

(注1) 近隣住区とは、幹線街路等に囲まれた、概ね1km四方(面積100ha)の居住単位をいい、概ね小学校区に相当する。

都市計画公園

都市計画法第 11 条に規定する、都市施設として都市計画決定された公園。

都市計画道路

都市計画法第 11 条に規定する、都市施設として都市計画決定された道路。

都市緑地

(→「都市公園」の項を参照。)

土地区画整理事業

土地所有者等から公平に土地の一部を提供してもらい、これを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、全体としての利用増進を図る事業。

な行

農振農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農業の振興を図る地域として知事が指定する農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。

は行

ヒートアイランド現象

都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑の減少により、都市部の気温が上昇し、郊外に比べ高くなる現象。等温線の温度の高いところが「島」のように見えることからヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope と合成したドイツ語。

気候条件、生物的・非生物的要素の分布状態などによって他と区別される動植物の生息場所。一般的には、都市に限らず、農村や山林等も含むあらゆる場所において生き物の住み着くことのできる場所を示す。都市内においても、コンクリート等の単一の材料で整備するのではなく、より多様性のある自然に近い状態に整備することを、都市内のビオトープ整備と呼んでいる。生態系の保全の観点からは、ポツンとビオトープを整備するのではなく、生物の移動や攪乱ができるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

風致地区

都市計画上の地域地区の1つで、都市の風致を維持保全するために定められ、県条例等により、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等について必要な規制がなされる。

保安林

災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一

定の制限や義務が課せられた森林。

ま行

民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設で、公開性や永続性を有する社寺境内地等が該当する。

ら行

緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地等について、土地所有者全員の合意により、緑の保全または緑化に関する協定を市長の認可を受けて締結する制度。

緑被（地）

樹木・植栽地・草地等の植物の緑で被われた状態（にある土地）。